

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例・ガイドラインの改正について

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

○ 概要

障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、同法に規定する施策の分野も含む広範な分野を対象として、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるような具体的な措置等を定めている。

○ 改正（令和6年4月1日施行）

参考資料1のとおり障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が「義務化」された。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条第2項

改正後	改正前
<p>事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を<u>し</u>なければならない。</p>	<p>事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を<u>するように努め</u>なければならない。</p>

■ 障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例

○ 趣旨

障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人もお互いを理解し、かけがえのない個人として尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指し、いわゆる横出し条例として制定した。
 (令和3年4月1日施行)

○ 構成

第1章 総則	目的(第1条)、基本理念(第3条)、県の責務(第4条)、県民及び事業者の責務(第5条)、障害者団体の役割(第6条)	
第2章 障害を理由とする差別の解消のための体制整備	障害を理由とする差別の禁止(第8条)	○何人も、障害のある人及びその家族その他の関係者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止する。 ○県及び事業者は、障害のある人から社会的障壁の除去が必要である旨の意思表示があり、建設的な対話の上、実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。等
	相談・助言・あっせん体制(第9条～第15条)	○県に対し、障害を理由とする差別の相談ができる。 ○事業者による事案で、相談で解決しない場合、県に対し助言又はあっせんの求めができる。 ○県は、事実の調査を行い、必要に応じて当事者に助言を行い又は調整委員会にあっせんを求める。 ○正当な理由がないあっせん案の拒否や調整委員会の要求拒否に対しては勧告を行い、正当な理由がない勧告拒否に対しては公表ができる。等
第3章 共生社会の実現に向けた施策	(第16条～第19条)	○①啓発活動、②教育の推進、③交流による相互理解の推進、④情報保障の推進の各施策の展開 ○情報保障について、障害の特性に応じた多様な意思疎通の方法として、「手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話、平易な表現」を例示する。 ○意思疎通支援者の養成、確保等の施策を講じる。
第4章 調整委員会	(第20条～第26条)	○調整委員会は、10人以内の委員で組織し、障害に関する様々な立場の人で構成する。

これまでに、**あっせん事案の実績なし**

○ 合理的配慮の提供

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」という。）においては、制定当初より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を「義務」と規定している。

（障害を理由とする差別の禁止）

第8条第2項

県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害のある人と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

○ 刑法の改正（令和7年6月1日施行）

刑法が改正され、刑罰の懲役と禁錮を一本化した「拘禁刑」が新設された。

共生社会づくり条例を含む、刑法改正の影響を受けるすべての県条例の該当箇所を一斉に改正する。
(令和7年6月1日施行予定)

（罰則）

第29条

改正後	改正前
第十条第二項又は第二十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の 拘禁刑 又は五十万円以下の罰金に処する。	第十条第二項又は第二十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の 懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

■ 共生社会づくり条例ガイドライン

○ 趣旨

共生社会づくり条例に規定している内容について、その考え方を示すために策定したものであり、相談対応や紛争解決に当たり、県条例を解釈する際の指針となるもの。

○ 構成

一 作成趣旨・概要	1	はじめに	2	条例制定の背景	3	目的
	4	条例の対象範囲	(1) 障害のある人 (2) 事業者 (3) 何人も (4) その家族その他の関係者			
	5	対象分野				
	6	法や他の条例との関係	(1) 法と条例の関係【更新】 (2) 他の条例との関係			
	7	その他	(1) 社会的障壁とは (2) 障害の社会モデルとは (3) ガイドライン参照にあたっての留意事項			
二 障害特性を理解する	1	肢体不自由				
	2	視覚障害 (視力障害・視野障害)				
	3	聴覚障害				
	4	言語障害				
	5	盲ろう (視覚と聴覚の重複障害)				
	6	内部障害				
	7	重症心身障害・その他医療的ケアが必要な者				
	8	知的障害				
	9	精神障害				
	10	発達障害				
	11	高次脳機能障害				
	12	難病に起因する障害【更新】				

三 障害を理由とする差別	1 不当な差別的取扱い	(1) 基本的な考え方 (2) 正当な理由の判断の視点 (3) 分野別の考え方
	2 合理的配慮	(1) 基本的な考え方 (2) 留意点 (3) 意思の表明 (4) 過重な負担の判断 (5) 建設的な対話 (6) 環境の整備
四 分野別の不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例	1 福祉サービス 2 医療 3 商品販売・サービス 4 労働・雇用 5 教育 6 建築物の利用 7 交通機関の利用 【鉄道】【バス】【タクシー】【船舶】【飛行機】 8 不動産取引 9 情報の提供・コミュニケーション	
五 相談体制と紛争解決	1 相談対応	
	2 助言・あっせんでの紛争解決	(1) 助言又はあっせんの申立て (2) 事実の調査 (3) 助言又はあっせん (4) 勧告 (5) 公表
六 資料	1 相談窓口	(1) 障害を理由とする差別に関する県の相談窓口 (2) 生活全般にわたる様々なことに関する相談窓口 (3) 障害を理由とする差別に関する県内市町村の相談窓口 (4) 障害を理由とする差別に関する国のポータルサイト【新規】
	2 障害のある人に関するマーク	

○ 改正

共生社会づくり条例については、制定当初より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を「義務」と規定しているため改正は行わないが、他方、**共生社会づくり条例ガイドラインについては、所要の改正を行う。**

①**法制度記載箇所の修正**（合理的配慮の提供義務化）

②**時点更新**（難病の対象疾病数）

③条例施行後に開設された、障害者差別解消法の制度概要や不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供の例、障害者差別解消に関する事例データベース等を掲載している**国のポータルサイトの情報を追記**

○ 改定内容

一 作成趣旨・概要

6 法律や他の条例との関係

(1) 法律と条例の関係（資料1-3、9ページ）

改正後	現 行
<p>【合理的配慮の提供義務】 障害者差別解消法、県条例どちらにおいても、県、事業者ともに「義務」としてはいますが、県条例では更に、 県民に対して、合理的配慮に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるもの（努力義務）としています。</p>	<p>【合理的配慮の提供義務】 障害者差別解消法では、行政機関等は「義務」、事業者は「努力義務」としてはいます。 一方、県条例は、事業者にも合理的配慮の提供を「義務」付けするとともに、県民に対して、合理的配慮に関し、県又は事業者から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるもの（努力義務）としています。</p>

改正後

■ 障害者差別解消法と県条例の比較

		障害者差別解消法	県条例
不当な差別的取扱いの禁止	主体	行政機関 事業者	何人も
	客体	障害者	障害のある人 及びその家族 その他の関係者
合理的配慮の提供義務	県	義務	義務
	事業者	義務	義務
	県民	規定なし	県及び事業者 への協力について努力義務

現 行

■ 障害者差別解消法と県条例の比較

		障害者差別解消法	県条例
不当な差別的取扱いの禁止	主体	行政機関 事業者	何人も
	客体	障害者	障害のある人 及びその家族 その他の関係者
合理的配慮の提供義務	県	義務	義務
	事業者	努力義務	義務
	県民	規定なし	県及び事業者 への協力について努力義務

二 障害特性を理解する

1 2 難病に起因する障害

◎コラム

難病であることによる差別について（資料1-3、39ページ）

改定案

難病とは、一般に治療法が確立しておらず、希少な疾病であって、経過が長期にわたるものです。障害者総合支援法では、①治療法が確立していない、②長期療養を必要とする、③客観的な審査基準（またはそれに準ずるもの）が定まっている、の3条件を満たす疾病を難病と定義し、令和6年4月1日現在369疾病が対象となっています。平成27年より施行された難病法では、難病医療費助成制度の対象とする疾病（指定難病）とし、上記3条件に加え、④発病の機構が明らかでない、⑤患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しない、の2条件を必要とし、令和6年4月1日現在341疾病が対象となっています。

ほとんどの難病はうつる種類の病気ではありませんが、疾患によっては皮膚など外見に目立つ症状があることや、「難病」という名前のイメージにより、「病気がうつるのではないか」と誤解された経験を持つ難病の方は多くいます。

また、難病のことが世間一般に知られていないことから、難病の方が、病気のことを打ち明けることをためらったり、打ち明けても周囲に正しく理解されず、誤解がなかなか払拭されないという現状があります。

外見や先入観、偏見をもたず、病気のことと、難病の方のことを正しく理解することが大切です。

現行

難病とは、一般に治療法が確立しておらず、希少な疾病であって、経過が長期にわたるものです。障害者総合支援法では、①治療法が確立していない、②長期療養を必要とする、③客観的な審査基準（またはそれに準ずるもの）が定まっている、の3条件を満たす疾病を難病と定義し、令和元年7月1日現在361疾病が対象となっています。平成27年より施行された難病法では、難病医療費助成制度の対象とする疾病（指定難病）とし、上記3条件に加え、④発病の機構が明らかでない、⑤患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しない、の2条件を必要とし、令和元年7月1日現在333疾病が対象となっています。

ほとんどの難病はうつる種類の病気ではありませんが、疾患によっては皮膚など外見に目立つ症状があることや、「難病」という名前のイメージにより、「病気がうつるのではないか」と誤解された経験を持つ難病の方は多くいます。

また、難病のことが世間一般に知られていないことから、難病の方が、病気のことを打ち明けることをためらったり、打ち明けても周囲に正しく理解されず、誤解がなかなか払拭されないという現状があります。

外見や先入観、偏見をもたず、病気のことと、難病の方のことを正しく理解することが大切です。

六 資料

2 障害を理由とする差別に関する国のポータルサイト（資料1-3、88ページ）

改定案	現 行
<p><u>内閣府が開設する障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイトでは、障害者差別解消法の制度概要や不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供の例、障害者差別解消に関する事例データベース等を掲載しています。</u></p> <p>URL : https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/</p>	(新規)